

# 第3次刈谷市地震対策アクションプラン

～地震から市民の生命・財産を守る～

平成27年度～令和7年度



## 目 次

1	第3次刈谷市地震対策アクションプラン策定の背景	1
2	第3次刈谷市地震対策アクションプランの基本的事項	2
3	第3次刈谷市地震対策アクションプラン施策体系表	6
4	第3次刈谷市地震対策アクションプランの内容	7
	対策の柱1 命を守る	7
	対策の柱2 生活を守る	13
	対策の柱3 社会機能を守る	18
	対策の柱4 迅速な復旧・復興を目指す	23
	対策の柱5 防災力を高める	24

## 1 第3次刈谷市地震対策アクションプラン策定の背景

本市では、平成14年に東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されたことを受け、平成15年に「刈谷市地震対策アクションプラン」を策定し、平成15年に東南海・南海地震の地震防災対策推進地域に指定されたこと、県が平成19年に第2次あいち地震対策アクションプランを策定したことを受け、平成21年に「第2次刈谷市地震対策アクションプラン」を策定し、地震防災に関する施策を計画的に推進してきました。

しかし、東日本大震災では、従前の想定を大きく上回る規模の地震により、広域にわたって様々な被害が発生し、行政が機能停止に陥り、避難所の運営や物資の供給、廃棄物の処理等、被災者の支援が円滑に進まなかったことなどが報告されており、これまでの災害対策では十分に対応できない災害が起こりうるということが明らかになりました。

東日本大震災の発生を受け、国は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として「南海トラフ地震」に係る被害想定を発表しました。

県においても国の被害想定を参考に、南海トラフ沿いで発生する大規模な地震（「南海トラフ地震」という。）について、新たな地震規模を想定した愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査を実施しました。

県の調査結果は平成26年5月に公表され、今後想定される南海トラフ地震により、国や県の従前の想定を大きく上回る被害となるおそれがあることが示されています。

そして、県では平成26年12月に「第3次あいち地震対策アクションプラン」が策定されました。

本市においても、東日本大震災の教訓や南海トラフ地震に係る新たな被害想定、南海トラフ地震に対する国、県の対策の考え方などを踏まえ、「第3次刈谷市地震対策アクションプラン」を策定し、地震から市民の生命・財産を守ることを目指して、防災・減災対策を拡充し、計画を推進していきます。

## 2 第3次刈谷市地震対策アクションプランの基本的事項

### (1) 目標（理念）

地震から市民の生命・財産を守ることを目標とし、地震防災の施策の実施に関する総合的な計画を策定し、その計画的・効果的な推進を図ります。

### (2) 計画期間

平成27年度～令和7年度

### (3) 減災目標

#### ア 建物の耐震化及び津波避難対策等の実施による減災目標

（想定される南海トラフ地震による被害予測及び減災目標）

過去地震最大モデルの想定	減災目標	想定値	
全壊・焼失棟数		約1,400棟	
上記のうち揺れによる全壊棟数	約6割減少	約700棟 ⇒	約280棟
死者数	約8割減少	約60人 ⇒	約12人
理論上最大モデルの想定	減災目標	想定値	
全壊・焼失棟数		約10,000棟	
上記のうち揺れによる全壊棟数	約6割減少	約6,400棟 ⇒	約2,560棟
死者数	約6割減少	約400人 ⇒	約160人

（刈谷市地域防災計画より）

#### イ 具体目標

目標（理念）及び減災目標を達成するための個別の具体目標を設定

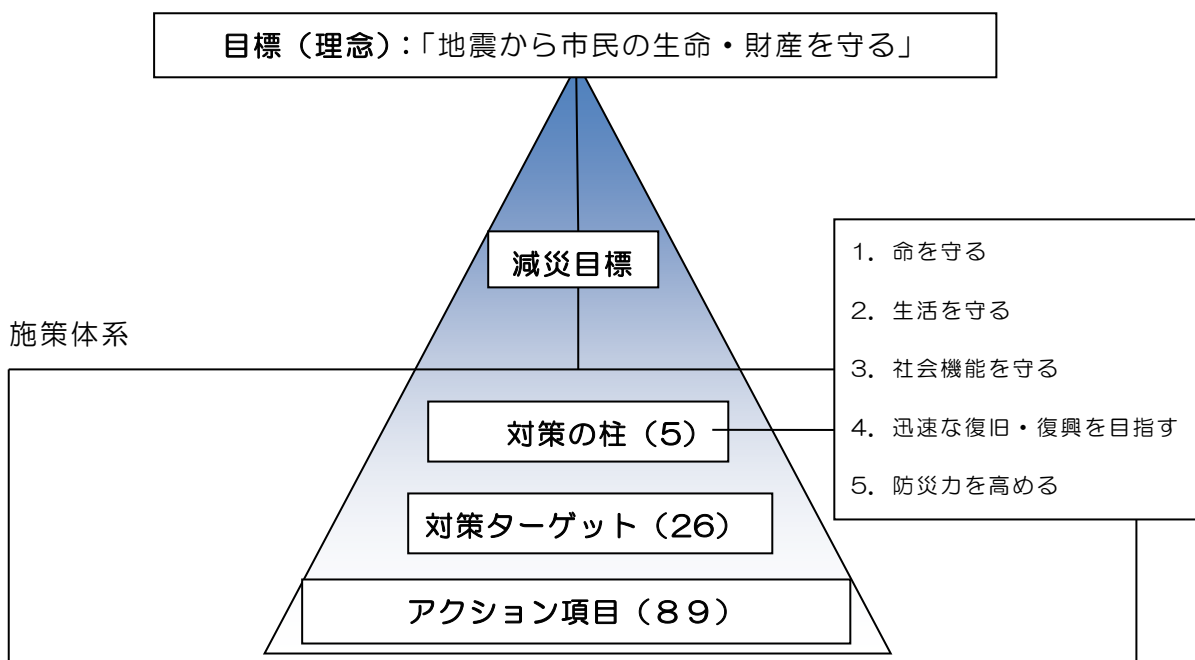
- ・災害に強いまちと思う市民の割合（第8次刈谷市総合計画）  
令和4年度末 60.7% ⇒ 令和14年度末 68%
- ・住宅の耐震化率（第3次刈谷市耐震改修促進計画）  
令和2年度末 88.3% ⇒ 令和12年度末 93%
- ・家具の固定率（第3次あいち地震対策アクションプラン）  
平成25年度末 56% ⇒ 令和7年度末 65%

#### (4) 施策体系

5つの対策の柱、26の対策ターゲット、89のアクション項目（6ページの施策体系表のとおり。）

第2次刈谷市アクションプランからの継続アクション項目52件。新規アクション項目37件

##### ア 概念図



##### イ 対策の柱

いかなる地震災害においても、まず守るべきものは「命」であり、次のステップとして、「生活」を守り「社会機能」を維持することが重要です。そして、これらを守ったうえで、その後の迅速な復旧・復興を目指します。また、それらを実現するために、防災力を高める取組や体制が重要です。こうしたことから、第3次刈谷市地震対策アクションプランの対策の柱として、以下の5つの柱を位置付けます。

##### ① 命を守る

強い揺れに伴う建物の倒壊及び屋内外の転倒物、浸水・津波、崖崩れなどの土砂災害、火災など、地震・津波による直接的な被害から市民の生命を守るた

めに必要なハード対策・ソフト対策を確実に推進します。また、救助・救急活動の不足による被害、断水や交通機能の障害等に伴う被害などの二次的な要因から生命の安全を確保するために必要な、あらゆる分野の対策を推進します。

## ② 生活を守る

---

生活に必要な医療・介護の確保・提供に係る取組、教育の確保・提供に係る取組、生活環境の維持に係る取組など、発災直後から市民の生活を守るために必要な対策を推進します。

## ③ 社会機能を守る

---

災害対応にあたる行政機能の確保を確実に推進するとともに、ライフラインや交通など社会基盤の確保や、企業の経済活動の継続などに必要な対策を推進します。

## ④ 迅速な復旧・復興を目指す

---

居住環境、産業、暮らしの迅速な復旧・復興を図るため、平常時から復興組織や復興計画等の事前準備を具体化し、復興体制を構築するなど、迅速な復旧・復興を目指し、事前に取り組むべき対策を確実に推進します。

## ⑤ 防災力を高める

---

①～④の内容を実現するためには、市民一人ひとりに対する防災意識啓発、災害対応に携わる人材に対する研修や訓練、災害対応を効果的に実施するための施設・設備・空間・情報、連携や研究などの枠組や制度が必要であり、こうした社会の防災力を高める取組を推進します。

## (5) 防災・減災対策の効果

---

### 対策の実施による減災効果

- ・建物の耐震化による全壊棟数（揺れ）及び死者数（建物倒壊等）の減少
- ・家具等の転倒・落下防止対策の実施による死者数（家具の移動等）の減少
- ・避難の迅速化による死者数（浸水・津波からの逃げ遅れ）の減少

(参考) 本市における地震による被害想定

		東海地震	東南海地震	南海トラフ地震	
				過去地震最大	理論上最大
計測震度面積率		5強 92% 6弱 8%	5強 7% 6弱 92% 6強 1%	6弱 92% 6強 8%	6弱 2% 6強 96% 7 2%
津波		地震発生後約100～110分で第1波が到達する。水位上昇は最大で2m弱である。なお、地震による津波危険地域を指定し、別に定めるものとする。		地震発生後96分～101分で第1波(津波高30cm)が到達する。水位上昇は最大で2.1mである。	
人的被害	死者数	①若干名 ②若干名 ③若干名	①約20人 ②約10人 ③約10人	約60人	約400人
	負傷者数	①約330人 ②約280人 ③約250人	①約1,100人 ②約920人 ③約830人		
建物被害	全壊棟数	約160棟	約850棟	約1,400棟	約10,000棟
	半壊棟数	約1,500棟	約4,000棟		

※ ①、②、③は、それぞれ冬早朝5時、春秋昼12時、冬夕刻18時

※ 南海トラフ地震について死者数は冬早朝5時、建物被害は冬夕刻18時

※ 出典：愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書（平成15年3月愛知県）

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成26年5月愛知県）

### 3 第3次刈谷市地震対策アクションプラン施策体系表

目標 【理念】	対策の柱	対策ターゲット	アクション項目
地震から市民の生命・財産を守る	1 命を守る	1-1 地震動から命を守る	7
		1-2 浸水・津波から命を守る	5
		1-3 火災から命を守る	2
		1-4 地盤災害等から命を守る	1
		1-5 ライフライン障害から命を守る	1
		1-6 燃料の確保により命を守る	2
		1-7 救助活動により命を守る	1
		1-8 災害医療活動により命を守る	3
		<b>小計</b>	<b>22</b>
	2 生活を守る	2-1 保健・介護機能を守る	2
		2-2 心の健康を守る	1
		2-3 水・食料・物資不足から生活を守る	5
		2-4 避難所等での生活を守る	5
		2-5 二次災害から生活を守る	2
		2-6 仮設住宅・一時的な転居先での生活を守る	3
		2-7 帰宅困難者を支援する	2
		<b>小計</b>	<b>20</b>
	3 社会機能を守る	3-1 行政機能を守る	3
		3-2 ライフライン機能を守る	7
		3-3 交通・物流・食料供給機能を守る	2
		3-4 遺体への適切な対応を守る	2
		3-5 経済活動を守る	2
		<b>小計</b>	<b>16</b>
	4 迅速な復旧・復興を目指す	4-1 事前復興、復興方針・体制作りを進める	1
		4-2 災害廃棄物等の円滑な処理を進める	2
		<b>小計</b>	<b>3</b>
	5 防災力を高める	5-1 教育啓発・人材育成により防災力を高める	15
		5-2 物資・設備・空間の充実により防災力を高める	5
5-3 災害情報の充実により防災力を高める		5	
5-4 仕組み・制度の構築により防災力を高める		3	
<b>小計</b>		<b>28</b>	
<b>合計</b>	<b>5</b>	<b>26</b>	<b>89</b>



## 4 第3次刈谷市地震対策アクションプランの内容

### 対策の柱1 命を守る

大規模地震の発生時には、市民の命が危険にさらされることとなります。

強い揺れに伴う建物の倒壊及び屋内外の転倒物、浸水・津波、火災など、地震・津波による直接的な要因から、救助・救急活動の不足、断水や交通機能の障害などの二次的な要因に至るまで、その要因は様々です。

対策の柱1では、市民の「命を守る」ことを目標として、取り組むべき対策を要因ごとに整理し、8項目の対策ターゲットを設定して、目標を達成するべく対策を推進していきます。

#### 対策ターゲット

##### 1-1 地震動から命を守る

地震による揺れに備え、住宅や学校施設等の耐震化の推進による建物被害の予防、吊り天井や外装材等の非構造部材の耐震対策、屋内の家具等の転倒防止対策の啓発等の取組を推進します。

アクション項目	担当課等
<p><b>1 住宅等の耐震化・減災化の促進【継続・新規】</b> 住宅等の耐震診断、耐震改修の補助を行うことにより耐震化・減災化を促進します。</p> <p>平成27年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅の無料耐震診断 200件/年(H14~)</li> <li>・木造住宅の耐震改修費補助 63件/年(H14~)</li> <li>・ブロック塀の撤去工事費補助 20件/年(H14~)</li> <li>・木造住宅の取壊し工事費補助 60件/年(H20~)</li> <li>・非木造住宅の耐震診断費補助 2件/年(H20~)</li> <li>・非木造住宅の耐震改修費補助 2件/年(H21~)</li> <li>・木造住宅の簡易耐震改修費補助 2件/年(H21~)</li> <li>・木造住宅の段階的耐震改修費補助 5件/年(H25~)</li> <li>・木造住宅の耐震シェルター設置費補助 5件/年(H26~)</li> <li>・緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断費補助 15件/年(H26~)</li> <li>・緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修費等補助 2件/年(H26~)</li> <li>・避難道路沿道木造住宅の耐震改修費補助 2件/年(H27~)</li> <li>・避難道路沿道非木造住宅の耐震診断費補助 4件/年(H27~)</li> <li>・避難道路沿道非木造住宅の耐震改修費補助 1件/年(H27~)</li> </ul> <p>平成25年度末の住宅の耐震化率86% 令和2年度末の住宅の耐震化率95%(目標)</p>	建築課

<p><b>2 幼稚園施設の耐震化の促進【継続】</b> 幼稚園の遊戯室の天井や照明器具、内壁等非構造部材の改修を行い、耐震化を図ります。</p> <p>平成27年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士松北幼稚園遊戯室</li> <li>・富士松南幼稚園遊戯室</li> <li>・かりがね幼稚園遊戯室</li> </ul>	子ども課
<p><b>3 学校施設の耐震化の促進（小学校）【継続】</b> 小学校校舎、体育館の外壁改修を行い、耐震化を図ります。</p> <p>平成27年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成小学校特別教室棟</li> <li>・富士松東小学校体育館</li> <li>・小垣江小学校中舎</li> <li>・小垣江東小学校北舎南舎</li> <li>・日高小学校南舎</li> </ul>	教育総務課
<p><b>4 学校施設の耐震化の促進（中学校）【継続】</b> 中学校校舎、体育館の外壁改修を行い、耐震化を図ります。</p> <p>平成27年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士松中学校中舎</li> </ul>	教育総務課
<p><b>5 学校施設の非構造部材の耐震対策の推進【新規】</b> 柔剣道場等の天井や照明器具、内壁等非構造部材の改修を行い、耐震化を図ります。</p> <p>平成27年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・刈谷南中学校柔剣道場天井改修</li> <li>・富士松中学校柔剣道場天井改修</li> <li>・雁が音中学校柔剣道場天井改修</li> <li>・依佐美中学校柔剣道場・屋内運動場天井改修</li> <li>・朝日中学校柔剣道場・屋内運動場天井改修</li> <li>・平成小学校多目的ホール天井改修</li> <li>・全中学校体育館内壁等改修</li> <li>・全小学校体育館内壁等改修</li> </ul>	教育総務課
<p><b>6-① 家具転倒防止器具取付事業の推進【継続】</b> 中学生以下の子どもと母親のみで構成される世帯に対し、家具転倒防止器具の取付を代行し、災害時の家具転倒事故の防止を図り、安心して生活できる環境を維持します。</p> <p>平成27年度 5件程度</p>	子育て支援課
<p><b>6-② 家具転倒防止器具取付事業の推進【継続】</b> 家具転倒防止器具の取付けが困難な65歳以上の高齢者のみの世帯に対し、家具転倒防止器具の取付を代行し、災害時の家具転倒事故の防止を図り、安心して生活できる環境を維持します。</p> <p>平成27年度 30件程度</p>	長寿課
<p><b>6-③ 家具転倒防止器具取付事業の推進【継続】</b> 身体障害（1級・2級）精神障害（1級）及び知的障害（A判定）の手帳交付を受けている方のみで構成される世帯に対し、家具転倒防止器具の取付を代行し、災害時の家具転倒事故の防止を図り、安心して生活できる環境を維持します。</p> <p>平成27年度 3件程度</p>	福祉総務課

<b>6-④ 家具転倒防止対策の普及促進【継続】</b> 家具転倒防止対策の有効性をPRし、普及促進を図ります。  家具の固定率（愛知県） 現状56% 目標65%	危機管理課 建築課
<b>7 市有施設の家具固定等の推進【新規】</b> 市有施設の家具固定及びガラス飛散防止措置の状況について把握し、家具固定及びガラス飛散防止措置を推進します。  対策状況の調査（毎年度）	危機管理課

## 1-2 浸水・津波から命を守る

地震により発生する浸水・津波に備え、避難訓練の実施やハザードマップの作成等の避難行動に係る取組と、河川堤防等の耐震化等の取組を効果的に組み合わせて対策を推進します。

アクション項目	担当課等
<b>1 浸水・津波避難計画の策定【新規】</b> 県が作成した浸水・津波避難計画策定の指針を踏まえ、浸水・津波避難計画の策定を検討します。	危機管理課
<b>2 ハザードマップの見直し【継続】</b> 地域住民の浸水・津波避難意識の向上を図り、災害の際には迅速に避難できるようにするため、ハザードマップを見直します。	危機管理課 雨水対策課
<b>3 避難行動迅速・円滑化の促進【新規】</b> 電柱に標高及び最寄りの避難所への方向を示す表示板を設置し、地域住民や来訪者に周知啓発を行い、迅速、円滑な避難行動を促進します。  平成26年度から実施	危機管理課
<b>4 排水機場の耐震化の推進【新規】</b> 地震後の地域の排水機能を確保するため、排水機場の耐震化を推進します。  排水機場 28施設	雨水対策課
<b>5 河川堤防・河川施設の耐震化等の推進【新規】</b> 津波等による浸水の防止及び地震後の排水機能の確保のための河川堤防・河川施設の耐震化に向けた調査を実施します。  対象準用河川 10河川	雨水対策課

### 1-3 火災から命を守る

地震により発生する火災に備え、密集市街地の解消等、火災に強いまちづくり等の取組を推進します。

アクション項目	担当課等
<p><b>1 密集市街地解消に向けた防災意識醸成の促進【継続】</b>            密集市街地解消に向けた検討を行い、安全で快適なまちづくりを推進します。            災害危険度判定調査結果を踏まえ、地区の現状を把握することにより、災害に備えた防災まちづくりの必要性の認識を高めます。</p> <p>平成27年度            防災まちづくり方針検討業務委託            ・調査結果を踏まえた課題の共有化            ・防災まちづくりに関する情報提供            ・防災まちづくり方針の検討</p> <p>平成28年度以降            地区防災まちづくり方針を住民との協働により検討            ・被害想定及び対応策の検討            ・防災安全性を高めるまちづくりルールの検討</p>	まちづくり推進課
<p><b>2 通電火災防止対策の普及促進【新規】</b>            通電火災防止対策の有効性をPRし、普及促進を図ります。</p>	危機管理課

### 1-4 地盤災害等から命を守る

発災時の土砂の流出や山地崩壊などの土砂災害を防ぐため、農業用ため池の耐震化等の対策を推進します。

アクション項目	担当課等
<p><b>1 ため池の堤体補強【新規】</b>            農業用ため池の堤防について耐震診断を実施した結果、地震時の安定性が不足しているため池については、堤体の補強を実施し耐震性の向上を図ります。            併せて、洪水による農地及び農業用施設等の被害を防止するための洪水調節機能を賦与し治水安全度の向上を図ります。</p> <p>平成26年度～平成27年度 洲原池の堤体補強等            平成29年度～令和3年度 岩ヶ池の堤体補強等</p>	農政課 雨水対策課

### 1-5 ライフライン障害から命を守る

発災時の水道水の安定供給を図るため、発災時に必要とされる水量を確保するための計画作成の促進等を図ります。

アクション項目	担当課等
<b>1 地震発生時における行動計画の作成【新規】</b> 刈谷市水道事業地震防災応急対策要綱に基づき、地震発生時の被害状況や人員、資機材等を考慮した、より具体的な初動体制や応急給水、応急復旧に関する行動計画の作成を行います。  平成27年度 行動計画の作成 平成28年度以降 行動計画の随時改定	水道課

### 1-6 燃料の確保により命を守る

発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備します。

アクション項目	担当課等
<b>1 災害時における車両燃料・冷暖房燃料等の確保【新規】</b> 愛知県石油商業組合西三河碧海地区刈谷グループと協定を締結しており、災害時には協定に基づき、円滑に燃料を確保します。	財務課
<b>2 災害時給油所石油備蓄事業への参加【新規】</b> 愛知県と愛知県石油商業組合との間で「災害時における石油類燃料の優先供給等に関する協定」を締結したことに伴い、一定の管理費を市が負担することにより、災害時の緊急通行車両への燃料を確保します。	危機管理課

### 1-7 救助活動により命を守る

地震の揺れ、浸水・津波、火災等により発生する多数の要救助者や負傷者に対応するため、救助活動、負傷者対応活動の機能向上等の取組を推進します。

アクション項目	担当課等
<b>1 救出救助資機材等の整備の推進【新規】</b> 被災者等の救出救助活動及び行方不明者の搜索活動用資機材の整備・更新・高度化を推進します。	危機管理課

## 1-8 災害医療活動により命を守る

大規模災害時における多数の傷病者に対応するため、医療救護所の整備に取り組みます。

アクション項目	担当課等
<p><b>1 医療救護所の整備【新規】</b> 災害時の負傷者等に対応するための医療救護所を開設する施設について、従来は市内4箇所の市民センターとしていたが、以下の市内5箇所の学校施設（主に保健室を使用）として整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・富士松中学校</li><li>・かりがね小学校</li><li>・刈谷東中学校</li><li>・双葉小学校</li><li>・小垣江小学校</li></ul> <p>平成27年度 4箇所分の医療救護用の医薬品や医療器具等を学校施設へ移設するとともに、1箇所分の医薬品や医療器具等を購入して設置します。</p>	健康推進課
<p><b>2 災害医療調整機能の強化【新規】</b> 災害時医療救護の体制整備のため、医療救護所を中心に関係機関と連携した訓練を実施します。</p>	健康推進課
<p><b>3 災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備【新規】</b> 備蓄している災害時医薬品等を有事の際、保健室を利用して医療救護所を開設することとなった市内5箇所の小中学校へ追加配備します。</p>	健康推進課

## 対策の柱2 生活を守る

大規模地震の発生後には、生活に必要な衣食住や医療・介護の確保・提供、教育や雇用の確保・提供、これらの基盤となる交通機能や生活環境の維持など、市民の生活を守るための取組が必要とされます。

対策の柱2では、市民の「生活を守る」ことを目標として、取り組むべき対策を要因ごとに整理し、7項目の対策ターゲットを設定して、目標を達成するべく対策を推進していきます。

### 対策ターゲット

#### 2-1 保健・介護機能を守る

発災後の生活における保健機能支障・介護機能支障を防ぐため、保健活動体制の整備や社会福祉施設の耐震化の支援等の取組を推進します。

アクション項目	担当課等
1 災害時保健師活動体制の整備の促進【新規】 災害時保健師活動の初動体制確立のための訓練（情報伝達訓練等）を県の実施要領に従い実施します。	健康推進課
2 災害時の市町村保健師の活動マニュアル等の作成【新規】 災害時の保健師の活動マニュアル等を作成します。その後、随時見直しを進めていきます。	健康推進課

#### 2-2 心の健康を守る

発災後の精神的ショック等による被災者の心の健康悪化に対応するため、災害時の心のケア活動の充実や、生活相談対応の充実等の取組を推進します。

アクション項目	担当課等
1 生活相談対応の充実【継続】 災害時の市民相談の迅速・的確な運営を確保するため、大規模災害時における市民相談の充実を図ります。	くらし安心課

## 2-3 水・食料・物資不足から生活を守る

発災後の飲料水や食料・生活必需品の不足等に対応するため、家庭内備蓄の促進や行政における備蓄物資の整備、災害時の物流体制の強化等の取組を推進します。

アクション項目	担当課等
<p><b>1 家庭内備蓄の促進【継続】</b>            自主防災会の防災訓練等の際にパンフレット等を配布し、普段から最低7日分の飲料水、食料等の備蓄の必要性や備蓄方法について啓発していきます。</p>	危機管理課
<p><b>2 初動時に必要な備蓄物資の確保【新規】</b>            備蓄する物資について、東日本大震災等の事例を踏まえ、発災直後に必要となる物資の充実・確保を図ります。</p>	危機管理課
<p><b>3 備蓄倉庫の更新【継続】</b>            食料、生活必需品を確保するため、老朽化した備蓄倉庫を順次更新し、備蓄力を強化していきます。</p> <p>平成27年度 完了</p>	危機管理課
<p><b>4 食料及び生活必需品の調達体制の整備【継続】</b>            東日本大震災の事例等を踏まえ、調達協定の締結等による物資調達先の確保に努めます。</p>	危機管理課
<p><b>5 市内のスーパー等と流通備蓄協定の締結【継続】</b>            市内のスーパー等の小売店と災害時における食料及び生活必需品等の供給協力に関する協定を締結します。</p> <p>&lt;現在協定している業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいち中央農業共同組合</li> <li>・かりや愛知中央生活共同組合</li> <li>・刈谷飲食店組合</li> <li>・敷島製パン(株)刈谷工場</li> <li>・メーキュー(株)</li> <li>・太陽建機レンタル(株)刈谷支店</li> <li>・(株)トヨタレンタリース愛知</li> <li>・愛知県石油商業組合西三河碧海地区刈谷グループ</li> <li>・コンパスグループ・ジャパン(株)</li> </ul>	財務課



## 2-4 避難所等での生活を守る

劣悪な衛生環境等による避難所の生活環境の悪化や、災害関連死を防ぐため、避難所や在宅避難者の生活環境の確保のための取組や、要配慮者の避難生活の支援の充実等の取組を推進します。

アクション項目	担当課等
<p><b>1 避難行動要支援者の支援体制の整備【継続】</b>            避難行動要支援者調査に基づき、刈谷消防署、刈谷警察署、民生委員・児童委員及び自治会（自主防災会）に避難行動要支援者名簿を提供するとともに、自治会（自主防災会）には避難支援体制の構築を依頼します。</p>	危機管理課 福祉総務課 長寿課
<p><b>2 被災者の生活相談体制の整備【継続】</b>            生活相談項目、担当課、支援内容等の生活支援情報を被災者に迅速に提供するための相談体制を引き続き確保します。（り災証明、ゴミの収集処理、消毒、税、年金の減免、被災住宅の復旧融資等の情報等）</p>	暮らし安心課
<p><b>3 太陽光発電システム設備の整備【新規】</b>            福祉避難所4箇所及び避難所7箇所に太陽光発電システム設備及び蓄電池を整備することによって、災害の際の停電時に必要となる電力を確保し、市民が安心して避難できる環境を整えます。            ※歳入の有無により整備計画は流動的。            平成27年度            (1)福祉避難所1箇所に設置                高齢者福祉センター            (2)避難所2箇所に設置                ・産業振興センター                ・北部生涯学習センター            平成28年度            福祉避難所3箇所に設置                ・南部生涯学習センター                ・一ツ木福祉センター                ・心身障害者福祉会館</p>	環境推進課
<p><b>4 要配慮者避難生活用資器材の整備【継続】</b>            車椅子対応型トイレや、パーテーション等要配慮者の避難生活に必要な資器材を整備していきます。</p>	危機管理課
<p><b>5 防災備蓄品の更新及び拡充【継続】</b>            非常食等の更新および備蓄数の増量、その他備蓄品の種類の拡充を行います。</p>	危機管理課

## 2-5 二次災害から生活を守る

揺れや液状化等により被災した建物や宅地等において、二次災害が発生することを防ぐため、被災建築物や被災宅地に関する応急危険度判定体制を充実します。

アクション項目	担当課等
<b>1 被災宅地危険度判定士の養成と実施体制の整備【継続】</b> 被災宅地危険度判定士を養成するとともに、実施体制を整備します。  平成23年度 43名 平成24年度 69名 平成25年度 63名 平成26年度 63名	建築課
<b>2 応急危険度判定士の養成と実施体制の整備【継続】</b> 応急危険度判定士を養成するとともに、実施体制を整備します。  年1回、参集の連絡訓練を実施 平成23年度 93名 平成24年度 87名 平成25年度 89名 平成26年度 95名	建築課

## 2-6 仮設住宅・一時的な転居先での生活を守る

揺れによる自宅の全壊等で、多数の一時的な住まいの需要が発生することに対応するため、仮設住宅の建設に係る体制や、市営住宅をはじめとした公共賃貸住宅への一時入居に係る体制、民間借上げ住宅の提供に係る体制を整備します。

アクション項目	担当課等
<b>1 仮設住宅の建設・管理に係る体制の整備【継続】</b> 仮設住宅の建設・管理に係る体制を整備します。  募集・選定・決定基準の作成 入居契約・退去時事務執行体制を整備し、運営しやすいよう簡素化します。	建築課
<b>2 災害時に市営住宅を一時使用するための事務の適正化【継続】</b> 平成22年度に策定した「災害時における刈谷市営住宅一時使用について（内規）」に基づき、被災者が市営住宅を避難用に一時的な応急施設として、速やかに入居できるよう事務の適正化を図ります。	建築課

<p><b>3 仮設住宅用地として普通財産の利用【継続】</b>  災害時における被災者の仮設住宅建設場所として普通財産（未利用地）を活用します。</p> <p>&lt; 想定場所 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一ツ木町 2 丁目 29-1                      3,055.09㎡</li> <li>・ 逢妻町 3 丁目 105、112-1              1,321.00㎡</li> <li>・ 神明町 1 丁目 10-1                      1,586.43㎡</li> </ul>	財務課
--	-----

## 2-7 帰宅困難者を支援する

外出先や勤務先での被災により、駅周辺等において大量の帰宅困難者が発生することに対応するため、帰宅困難者を支援する取組等を推進します。

アクション項目	担当課等
<p><b>1 帰宅困難者等支援対策の推進【新規】</b>  愛知県帰宅困難者対策実施要領に基づき、「むやみに移動を開始しない」行動指針を周知・広報します。</p>	危機管理課
<p><b>2 帰宅困難者への対応の充実【新規】</b>  地震発生後に、庁舎内の帰宅困難者に対し、避難所の開設の確認後、帰宅困難者用の避難所である総合文化センターへの移動を案内します。  総合文化センターが帰宅困難者用避難所として開設していない場合は、最寄りの避難所である子ども相談センターへの移動を案内します。</p>	総務文書課

### 対策の柱3 社会機能を守る

大規模地震の発生時には、災害対応にあたる行政機能の維持や治安の維持はもちろんのこと、復旧・復興に向けて、ライフラインの確保、食料・物資の供給、交通など社会基盤の確保や、企業の経済活動の継続など、社会機能が失われないことが非常に重要になります。

対策の柱3では、市内の「社会機能を守る」ことを目標として、取り組むべき対策を要因ごとに整理し、5項目の対策ターゲットを設定して、目標を達成するべく対策を推進していきます。

#### 対策ターゲット

##### 3-1 行政機能を守る

大規模地震発生時に、中心となって災害対応にあたる行政の人的・物的資源の確保等の取組を推進します。

アクション項目	担当課等
<b>1 市役所庁舎免震装置の定期点検【新規】</b> 災害発生時に、災害対策本部となる市役所庁舎の免震装置を定期的に点検を行い、地震時における庁舎への被害の軽減を図ります。  5年ごとに専門家による免震装置の点検を行います。  平成27年度 実施 平成32年度 実施 令和7年度 実施	総務文書課
<b>2 発災時の職員のメンタルケアの体制の確保【新規】</b> 発災時に災害対応業務にあたる職員に対しては、カウンセリング相談員と協議した上でメンタルケア体制（講演会や個別相談、臨時相談室の開設等）を確保します。	人事課
<b>3 刈谷市業務継続計画（BCP）の見直し【新規】</b> 災害対応にあたる行政機能を維持するための刈谷市業務継続計画（BCP）を随時見直していきます。	危機管理課

### 3-2 ライフライン機能を守る

発災後のライフライン供給機能の途絶を防ぐため、ライフライン関係機関との円滑な協力体制の確立や、水道・工業用水道施設、下水道施設の耐震化等の機能維持対策を推進します。

アクション項目	担当課等
<p><b>1 基幹管路の耐震化【継続】</b> 浄水場及び配水場から各配水区へ至る重要な配水ルートとなる基幹管路を、地震に強いダクタイル鋳鉄管（耐震継手管）に布設替します。</p> <p>平成27年度～令和9年度 実施 令和9年度末 全体延長約41kmの布設替え完了</p>	水道課
<p><b>2 主要管路の耐震化【新規】</b> 基幹管路に次ぐ重要な主要管路を、地震に強いダクタイル鋳鉄管（耐震継手管）に布設替します。</p> <p>令和4年度～令和13年度 実施 令和13年度末 全体延長約97kmの布設替え完了</p>	水道課
<p><b>3 配水池の耐震化【継続】</b> 配水池の耐震診断を行い、必要な対策を講じます。</p> <p>平成27年度 PC配水池の耐震診断（一ツ木配水場3基、横根配水場1基） 診断結果により対策を検討します。</p>	水道課
<p><b>4 管路の長寿命化対策【継続】</b> 合流区域内の老朽化した管路を対象に、TVカメラによる下水道管の内部調査結果を踏まえ、長寿命化支援制度を活用し、優先的に老朽化対策を実施すべき箇所について、効率的かつ経済的に既設下水道管の耐用年数の延伸を図るための計画を策定し、その計画に基づいて管渠の改築工事を行います。</p> <p>平成27年度 975m 平成28年度 842m 平成29年度 1,385m 平成30年度 888m 平成31年度 990m</p>	下水道課
<p><b>5 新設下水道施設に耐震を考慮した対策の推進【継続】</b> 「下水道施設の耐震対策指針と解説 2014年版」（日本下水道協会発行）に基づき新設管渠及び新設マンホールに耐震を考慮した材料を使用します。</p> <p>平成27年度～ 下水道工事を行う際には、埋戻土（改良土）を締固め度90%程度以上で締固めながら埋戻します。 マンホールと管渠の継手部に可とう継ぎ手を設置します。</p>	下水道課

<p><b>6 既設下水道施設の耐震化等の推進【新規】</b> 刈谷市総合地震対策計画等に位置づけているマンホールの液状化対策等を行なうことにより下水道施設の耐震化を図ります。</p> <p>平成27年度～ マンホールの耐震対策：25基程度/年 平成30年度までにマンホール110基の対策を実施します。</p>	下水道課
<p><b>7 下水道BCPの充実【新規】</b> 迅速な下水処理機能の回復を図るため、訓練等により下水道業務継続計画（下水道BCP）の充実を図ります。</p> <p>平成27年度～ 訓練等の実施</p>	下水道課

### 3-3 交通・物流・食糧供給機能を守る

発災後の交通機能の支障により、物流機能や食料供給機能の途絶が発生することを防ぐため、緊急輸送を担う道路の整備、施設の耐震化等を推進します。

アクション項目	担当課等
<p><b>1 電線類の地中化【継続】</b> 緊急輸送道路の確保のため、無電柱化推進計画に基づき電線類の地中化を行います。</p> <p>平成27年度～平成29年度 市道01-25号線 210m 平成27年度～平成30年度 市道2-496号線 600m 平成28年度～令和3年度 市道01-36号線 950m 平成29年度～令和2年度 市道01-19号線 500m ※電線共同溝管路延長</p>	道路建設課
<p><b>2 避難道路に架かる橋りょうの耐震化【新規】</b> 地域防災計画（資料編）に記載されている避難道路に架かる橋りょうの耐震化を行います。</p> <p>平成27年度 4橋 平成28年度 6橋 平成29年度 6橋 平成30年度 6橋 平成31年度 6橋 令和2年度 1橋</p>	道路建設課

### 3-4 遺体への適切な対応を守る

地震の発生により、多数の死者や身元不明の遺体が発生した場合に、適切な遺体対応が困難になることを防ぐため、火葬場の相互応援に係る協定や訓練の実施、検視や身元確認用資機材の整備等の取組を推進します。

アクション項目	担当課等
<p><b>1 遺体の処置体制の確保【新規】</b> 災害発生時に、遺体搬送に必要な資機材や葬祭用具の確保等が適切に行われる体制を整備します。</p> <p>「災害時等における遺体搬送の支援協力に関する協定書」を平成24年2月に一般社団法人全国霊柩自動車協会と締結し、災害発生時の遺体搬送に必要な資機材の確保に努めています。 平成27年度以降も更新予定。</p> <p>「災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書」を平成24年2月に愛知県葬祭業協同組合と締結し、災害時の葬祭用具の確保に努めています。 平成27年度以降も更新予定</p>	市民課
<p><b>2 火葬場連絡協議会及び訓練の参加【新規】</b> 愛知県内の火葬場間での相互応援協定に基づき、連絡協議会及び訓練に参加することで、災害発生時の遺体の円滑な火葬実施と、公衆衛生の確保を図ります。</p> <p>平成27年度以降も連絡協議会及び訓練（図上）に参加予定。</p>	市民課

### 3-5 経済活動を守る

地震の発生により、事務所や工場、店舗、倉庫等が被災し、経済活動の停止や、雇用喪失・収入途絶による生活支障が生じることを防ぐため、平常時からの事業所等での防災対策や事業継続計画の策定の促進、融資制度の充実等の取組を推進します。

アクション項目	担当課等
<b>1 中小企業に対するBCP講習会、出前講座の実施。【継続】</b> 中小企業が地震などの災害や事故等が発生した場合、市内企業の事業資産の損害を最小限に留め、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とする事業継続計画（BCP）の策定を推進するために、刈谷商工会議所へ委託する中小企業新開発マネジメント事業にて講演会等を実施します。	商工業振興課
<b>2 中小企業向け融資制度の周知促進【継続】</b> 中小企業者が、防災のための施設・設備の設置及び補強等を行う又は事業継続計画（BCP）を策定・実施する資金として借り入れることができる「愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金）」等の融資制度を周知し、信用保証料を補助することで利用促進を図ります。  平成27年度～平成29年度 100件/年 平成29年度末 目標利用件数 累計 300件	商工業振興課



## 対策の柱4 迅速な復旧・復興を目指す

大規模地震の発生後、迅速な復旧・復興を図るためには、平常時から復旧・復興までのイメージを描き、復旧・復興までのボトルネックを事前に解消しておくことが求められます。

対策の柱4では、「迅速な復旧・復興を目指す」上で取り組むべき対策を要因ごとに整理し、2項目の対策ターゲットを設定して、目標を達成するべく対策を推進していきます。

### 対策ターゲット

#### 4-1 事前復興、復興方針・体制づくりを進める

大規模地震発生後、迅速な復興を果たすためには、事前に復興に関する体制を整備し、方針を定めておくことが重要です。迅速な復旧・復興を目指し、被災後、早期の復興に向けた復興方針・体制づくりを推進します。

アクション項目	担当課等
<b>1 復興体制の整備及び復興方針の策定【新規】</b> 県が策定する事前復興方針に基づき、復興組織、復興方針、復興財源確保等の復興体制の整備を推進します。	危機管理課 まちづくり推進課 建築課

#### 4-2 災害廃棄物等の円滑な処理を進める

被災後における迅速な復旧・復興を図るためには、災害により発生する大量の廃棄物を円滑に処理することが重要です。市民生活及び産業活動の早期復旧・復興に寄与するため、災害廃棄物処理体制の構築等の取組を推進します。

アクション項目	担当課等
<b>1 災害廃棄物処理計画の策定【継続】</b> 平成27年度～ 環境省が策定した災害廃棄物対策指針（平成26年3月）に基づき、災害廃棄物処理計画を平成27年度以降に策定（改訂）します。	ごみ減量推進課
<b>2 瓦礫置場等として普通財産の利用【継続】</b> 災害時における、がれき廃材等の一時設置場所として普通財産（未利用地）を活用します。	財務課

<想定場所> ・ 一ツ木町 2 丁目 29-1                      3,055.09 m <sup>2</sup> ・ 逢妻町 3 丁目 105、112-1                1,321.00 m <sup>2</sup> ・ 神明町 1 丁目 10-1                        1,586.43 m <sup>2</sup>		
--	--	--

## 対策の柱5 防災力を高める

対策の柱1から4の目標を達成するためには、市民一人ひとりに対する防災意識啓発、災害対応に携わる人材の能力向上、災害対応を効果的に実施するための施設・設備・空間、災害情報に係るシステム、連携や研究などの枠組や制度が必要になります。

対策の柱5では、対策の柱1から柱4の目標を達成する上で必要な「防災力を高める」取組について内容ごとに整理し、4項目の対策ターゲットを設定して、目標を達成するべく対策を推進していきます。

### 対策ターゲット

#### 5-1 教育啓発・人材育成により防災力を高める

対策の柱1から柱4の目標を達成するために、市民一人ひとりに対する防災意識啓発、防災人材の育成のための研修やネットワーク化、防災に関連する訓練の実施等の取組を推進します。

アクション項目	担当課等
<b>1 防災講座等への講師の派遣【継続】</b> 各種団体等から防災講座の要請があった場合に、防災リーダーや防災ボランティアを講師として派遣します。 20回程度/年	危機管理課
<b>2 市民の防災意識に関するアンケートの実施【継続】</b> 市民意識調査の中で、市民の防災意識に関するアンケートを実施します。 隔年実施	危機管理課
<b>3 防災啓発用資材の貸し出し【継続】</b> 防災教育・啓発に係る教材（防災啓発DVD・避難所HUG）を貸し出し、自主防災訓練等を通じ、防災意識の啓発を推進します。 随時	危機管理課
<b>4 防災講演会の実施【継続】</b> 近い将来発生が危惧されている巨大地震に備えるため、知識と対策を学び、防災意識の高揚を目的とし、防災講演会を実施します。 1回/年	危機管理課

<p><b>5 総合防災訓練の実施【継続】</b> 市、防災関係機関、自主防災会等が連携し、総合防災訓練を実施します。</p> <p>隔年実施</p>	<p>危機管理課</p>
<p><b>6 職員を対象とした研修の実施【継続】</b> 職員の災害対応能力向上のため、研修を実施します。</p> <p>毎年実施</p>	<p>危機管理課</p>
<p><b>7 職員非常参集訓練の実施【継続】</b> 災害時に職員が迅速に参集できるよう、地震時を想定した非常参集訓練を実施します。</p> <p>1回/年</p>	<p>危機管理課</p>
<p><b>8 防災リーダーの養成【継続】</b> 地域防災の要となる防災リーダーの養成講座を開催します。</p> <p>1回/年（4日間）</p>	<p>危機管理課</p>
<p><b>9 自主防災会の防災訓練の支援【継続】</b> 自主防災会の防災訓練企画立案の支援を行います。</p> <p>随時</p>	<p>危機管理課</p>
<p><b>10 消防団員の確保【継続】</b> 地域防災の重要な役割を担う消防団員を確保するため、大学生等の若年層や女性等も含めた加入促進を図ります。</p>	<p>危機管理課</p>
<p><b>11 災害ボランティアコーディネーターの養成【継続】</b> 災害時にボランティアセンターの運営にあたるボランティアコーディネーターの養成講座を開催し、災害時のボランティア受入体制の整備を図ります。</p> <p>1回/年</p>	<p>危機管理課</p>
<p><b>12 自主防災訓練等への市職員の派遣【新規】</b> 市民の防災意識を高め、災害への備えを促進するため、学校や自主防災組織での訓練等に市職員を派遣します。 また、他の防災関係の講座等を案内することにより地域の防災活動を支援します。</p> <p>30回程度/年</p>	<p>危機管理課</p>
<p><b>13 地震体験車による啓発の実施【新規】</b> 住宅等の耐震化、家具等の転倒防止を促進するとともに、地震発生時にとるべき行動などの防災知識を身につけるための啓発活動として、地震体験車を利用し市民への意識啓発を行います。</p> <p>体験者 2,000人程度/年</p>	<p>危機管理課 建築課</p>

<p><b>14 小中学校、幼児園、保育園における避難訓練の実施【継続】</b>          児童、生徒、園児が安全に避難できるように、定期的に避難訓練を実施します。小中学校は年2回（4月と9月）以上、幼稚園と保育園は毎月実施します。</p>	学校教育課 子ども課
<p><b>15 小中学校における防災学習の実施【継続】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震が発生した場合の避難の仕方、心構えなどについての指導をします。（学級活動）</li> <li>・東日本大震災を題材に、命の大切さについて考える。（道徳）</li> <li>・地震、防災について調べ、避難マップを作成する。地震体験車で地震を体験する。名古屋市港防災センターの見学体験をする。（総合的な学習）</li> <li>・「自然災害を防ぐ」の学習の中で、自然災害の種類や災害を防ぐ対策について調べる。（理科）</li> <li>・東海地震、東南海地震を中心に自然災害の種類や災害を防ぐ対策について調べる。（社会）</li> </ul>	学校教育課

## 5-2 物資・設備・空間の充実により防災力を高める

対策の柱1から柱4の目標を達成するために、災害対応を効果的に実施する施設や拠点の整備、災害対応を実施するための各種資機材の整備等の取組を推進します。

アクション項目	担当課等
<p><b>1 自主防災事業補助金の活用促進【継続】</b>          自主防災事業補助金の活用を促進し、自主防災会の防災資器材等を整備することにより、自主防災会の防災力の強化を図ります。          平成26年度実績 20自主防災会が制度利用          平成27年度目標 全自主防災会の制度利用</p>	危機管理課
<p><b>2 消防団ポンプ自動車の更新【継続】</b>          消防団のポンプ自動車を自動車NOx・PM法に対応した車両に更新し、災害時に円滑に活動できるようにします。           平成27年度2台更新し、全分団更新完了。</p>	危機管理課
<p><b>3 消防団装備の充実【新規】</b>          総務省消防庁告示により、消防団装備の基準が改正されたことを受け、3ヵ年計画で装備の充実を行います。           平成26年度 団員の命を直接的に守る個人装備の充実          平成27年度 救助用資器材等の充実          平成28年度 通信機器の充実</p>	危機管理課
<p><b>4 消防団分団詰所の改修【継続】</b>          消防団の活動の拠点となる分団詰所の施設で老朽化したものを改修し消防団活動を円滑に行なえるようにします。</p>	危機管理課
<p><b>5 避難所運営の見直し【継続】</b>          災害の規模に応じ、避難所の開設方法などの見直しをします。</p>	危機管理課 教育総務課

### 5-3 災害情報の充実により防災力を高める

対策の柱1から柱4の目標を達成するために、災害情報の収集や伝達機能の向上、そのための各種の備品や資機材の整備、システム・ネットワークの運用等の取組を推進します。

アクション項目	担当課等
<p><b>1 防災ラジオの販売【継続】</b>            災害発生時に、市民が対策や避難をすばやく行うことができるように、防災ラジオの販売を行い、緊急情報伝達手段の確保を図ります。</p> <p>平成27年度～29年度 500台/年            平成29年度末 目標販売台数 累計 5,000台</p>	危機管理課
<p><b>2 メール配信サービス（職員用グループ連絡）受返信訓練の実施【継続】</b>            職員にメール配信サービス（職員用グループ連絡）の操作方法を習熟させるため、定期的な受返信訓練を実施します。            2回程度/年</p>	危機管理課
<p><b>3 ホームページの更新【継続】</b>            防災に関するホームページをより見やすく内容も充実したものへ更新します。            随時</p>	危機管理課
<p><b>4 防災情報システムの運用【新規】</b>            災害時に迅速かつ的確な災害情報の収集等が可能となるよう、システム研修等を実施します。</p>	危機管理課
<p><b>5 Jアラート等の運用【新規】</b>            緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等の緊急情報を瞬時に入手できる全国瞬時警報システム（Jアラート）を適切に運用し、職員や来客者へ緊急情報を速やかに伝達し、的確な初動対応を図ります。            なお、県に情報提供する災害情報は、公共情報コモンズ（Lアラート）を通じて報道機関等に提供し、災害時に効率的に伝えます。</p>	危機管理課

## 対策ターゲット 5-4 仕組み・制度の構築により防災力を高める

対策の柱1から4の目標を達成するために、関係機関との連携の強化、大学等と連携した調査研究等の取組を推進するとともに、第3次刈谷市地震対策アクションプランのフォローアップを実施します。

アクション項目	担当課等
<b>1 地域防災計画の見直し【継続】</b> 県の地域防災計画の修正を踏まえて、毎年検討を加え必要な修正を行います。	危機管理課
<b>2 県外市町村との災害相互応援協定の締結及び協力体制の構築【継続】</b> 南海トラフ地震が発生した場合にも、影響が少ない県外の市町村との災害相互応援協定の締結を進め、協力体制の構築に努めます。	危機管理課
<b>3 災害時職員行動マニュアルの見直し【継続】</b> 適宜マニュアルの見直しを行い、必要な修正を行います。	危機管理課

## 第3次刈谷市地震対策アクションプラン

平成27年6月発行

発行 刈谷市

編集 危機管理局危機管理課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL(0566)62-1190(ダイヤルイン)

FAX(0566)27-9652